

# 令和4年度税制改正に関する経済産業省要望のポイント

## 1. 新たな事業再構築を加速化するオープンイノベーション・重要デジタルインフラの整備

### (1) オープンイノベーションの促進（大企業等の有する資金・技術・販路等のスタートアップでの活用/新規事業の立ち上げ・大企業等の事業再構築）

- ・ ウィズコロナ・ポストコロナの世界を見据え、大企業・中堅企業等とスタートアップによるオープンイノベーションが一層重要となる。スタートアップが大企業・中堅企業等有する資金・技術・販路等を有効に活用することで、新規事業の立ち上げ・成長を図るとともに、大企業・中堅企業等の事業再構築を促進するため、必要な措置を講ずる。

### (2) デジタル前提の経済・社会において基盤インフラとなる5Gの早期社会実装の促進

- ・ デジタル前提の経済・社会において、基盤インフラとなる安全・安心な5G情報通信インフラを早期かつ集中的に整備することが重要。5Gを活用した工場のスマート化、防災、遠隔医療等による産業・生活分野における新たな付加価値の創出を促進するため、産業界のニーズや整備の実態等を踏まえ、必要な見直しを行った上で措置の延長等を行う。

### (3) 産業構造転換に対応した機動的な事業再編の促進

- ・ 産業構造転換に対応するため、機動的な事業再編の促進など、適切な事業ポートフォリオの見直し等を行う企業の後押しに必要な措置を講ずる。

## 2. コロナ禍の経済情勢に対応する中小企業・小規模事業者の事業継続・成長への支援

### (1) 交際費課税の特例措置の延長

- ・ 中小企業の交際費を800万円まで全額損金算入を可能とする特例措置を延長する。

### (2) 中小企業の負担軽減・事業効率向上等を通じた生産性向上（デジタル化等）

- ・ 中小企業の負担軽減や、デジタル化等による事業効率・事務処理能力の向上を通じて生産性向上を図るため、中小企業による30万円未満の少額の減価償却資産（例、情報通信関連機器等、1社につき年間300万円まで）の即時償却を可能とする特例措置の延長をはじめ、中小企業を取り巻く環境変化や対応状況等の実態を踏まえて必要な措置を講ずる。

### (3) コロナ禍等を踏まえた法人版・個人版事業承継税制に関する検討

- ・ コロナ禍の影響も含め、事業承継の実施状況や本税制の活用状況等を踏まえ、法人版・個人版事業承継税制における円滑な事業承継の実施のための措置について検討する。

### (4) 土地に係る固定資産税における所要の措置の検討

- ・ 土地（商業地等）に係る固定資産税について、社会経済情勢、地価動向等を踏まえ、必要な検討を行い、所要の措置を講じる。

## 3. カーボンニュートラル実現とエネルギー安定供給確保の両立に向けたエネルギー・環境政策の再構築

### (1) ガス供給業・電気供給業の収入金課税の見直し

- ・ 小売全面自由化が行われ、カーボンニュートラル実現に向けた事業変革も必要となる中、2022年に導管部門が法的分離するガス供給業について、一般の事業との課税の公平性を確保するため、法人事業税の課税方式（収入金ベース）を他の事業と同様の課税方式（所得ベース）に変更する。また、電気供給業の課税方式についても、一般の事業との公平性を確保するべく、更なる検討を行う。

### (2) エネルギー・鉱物資源を巡る国際競争の激化に対応する取組の推進

- ・ 世界各国がカーボンニュートラルに向けて取り組み、将来的な需給逼迫リスク等が増大する中で、エネルギー・鉱物資源の乏しい我が国は自主開発を更に促進する必要があるため、海外資源投資を行う際の事業リスクの軽減や持続的な鉱業活動に資する海外投資等損失準備金制度や減耗控除制度の延長等を行う。

### (3) 再エネ投資の促進

- ・ 再エネ設備の導入を促進するため、再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準特例の延長等を行う。

### (4) 自動車関係諸税の課税のあり方の検討

- ・ 自動車関係諸税について、カーボンニュートラル実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向等を踏まえつつ、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について検討を行う。

## 4. 企業活動のグローバル化に対応した事業環境の整備

### (1) 経済のデジタル化等に対応した新たな国際課税制度（市場国への課税権配分・グローバル最低税率課税）への対応

- ・ 本年10月の最終合意やその先の国内法化に当たっては、諸外国の動向も踏まえて、実体ある経済活動を行う企業に対する控除措置や既存の類似措置（外国子会社合算税制）の簡素化等を通じて、日本企業に過度な負担を課さないように配慮しつつ、国内外の企業間の公平な競争環境を整備し、日本企業の国際競争力の維持・向上につながるものとする。